

令和4年度 串本町地域防災計画－修正の概要（素案）－

令和5年1月版

1. 修正の背景と修正方針

現行の串本町地域防災計画（令和2年7月修正）の問題点を整理し、重点的に見直す事項を把握するとともに、現行計画策定以降に改正された法令等に留意して、修正方針を次のように設定します。

< 串本町地域防災計画（現行計画） >

< 国・県・町の動向 >

- 国の主な動向
 - ・災害対策基本法等の改正
 - ・防災基本計画の修正
 - ・災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～の公表（令和2年5月）
 - ・避難情報に関するガイドラインの改定（令和3年5月）
（「避難勧告等に関するガイドライン」の名称を含めた見直し）
 - ・避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針の改定（令和3年5月）
 - ・その他防災に関する指針・ガイドラインの策定・改定 等
- 和歌山県の動向
 - ・和歌山県地域防災計画の修正（令和3年度）
 - ・和歌山県水防計画書の修正（令和3年度）
 - ・和歌山県住宅・建築物耐震改修促進計画の改定（令和3年4月）
 - ・和歌山県広域受援計画の策定（令和3年3月）
 - ・和歌山県市町村受援計画作成モデルの策定（令和3年4月）
 - ・市町村避難所運営マニュアル作成モデルの改定（令和2年5月）
 - ・近年の災害の教訓を踏まえた防災対策の実施 等
- 串本町の動向
 - ・串本町国土強靱化地域計画の改訂（令和4年3月）
 - ・串本町地域防災計画の修正（令和2年度）
 - ・串本町の社会情勢の変化及び防災対策の変更・各種防災関連事業の進展 等

< 令和4年度 串本町地域防災計画 修正方針 >

- ① 新たに改正された法律等との整合
（災害対策基本法、防災基本計画、防災関連ガイドライン 等）
- ② 和歌山県地域防災計画との整合
- ③ 最新の串本町事務分掌との整合
- ④ 庁内各課・防災関係機関・防災会議委員の意見の反映
- ⑤ 大規模災害の教訓等の反映

3. 串本町地域防災計画の主な修正事項

修正方針を踏まえ、地域防災計画の主な修正事項を以下に示します。

< 地域防災計画の主な修正内容 >

- ① 住民等の円滑かつ安全な避難の確保
- ② 水害（洪水・内水）、津波、土砂災害防止対策の推進
- ③ 災害廃棄物対策の対応
- ④ 地域防災力の向上と継続・発展
- ⑤ 避難行動要支援者等、要配慮者への支援体制の強化
- ⑥ 避難所等における生活環境の向上等
- ⑦ 必要物資の供給体制の強化
- ⑧ 受援の体制整備
- ⑨ 新型コロナ禍を踏まえた避難所等における感染症対策の充実
- ⑩ 復旧・復興対策の強化
- ⑪ その他の修正

4. 主な修正の内容

修正方針を踏まえ、地域防災計画の主な修正の内容を以下に示します。

【各種法令、上位計画の改正内容の反映、関連計画との整合】

① 住民等の円滑かつ安全な避難の確保

編・部・章	頁	修正内容
第2編 災害予防計画 第1部 災害に強いまちづくり 第1章 防災都市計画	2-5	・「3. 計画内容」の「(10) ブロック塀・石垣の倒壊対策」において、町国土強靱化地域計画を踏まえて、以下を追加した。 「また、避難路確保のための必要性を啓発しながら、「地震・津波避難路確保のための補助金」の「ブロック塀撤去補助」の活用を促進する。」
第3編 災害応急対策計画(風水害等対策計画) 第1部 災害警戒期の活動 第6章 避難計画	3-52	・「1. 計画方針」の「(2) 避難指示等の発令」において、防災基本計画を踏まえて、以下を追加した。 「なお、住民に対して避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。」

編・部・章	頁	修正内容
第3編 災害応急対策計画(風水害等対策計画) 第1部 災害警戒期の活動 第6章 避難計画	3-55 ~ 3-56	<ul style="list-style-type: none"> ・「2. 計画内容」の「(3) 避難情報の基準」の「ア. 災害全般」において、県計画等を踏まえて、以下を追加した。 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 町長 「なお、発令判断には和歌山県気象予測システムを参考とし、住民に対しては、夜間等の時間帯となることを考慮して、早めに発令する場合があることを事前に周知しておく。」 (イ) 知事 「災害が発生した場合において、当該災害の発生により町長が、避難のための立退きの指示及び緊急安全確保措置の指示を行うことができなくなったときは、町長に代わって実施する。」 (ウ) 警察官 「町長が避難のための立退き、若しくは緊急安全確保措置を指示をすることができないと認めるとき、又は町長から要請があったときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して、避難のための立退き、又は緊急安全確保措置を指示する。この場合、直ちに避難のための立退き、又は緊急安全確保措置を指示した旨を町長に通知する。また、警察官は、災害により危険な事態が発生し、特に急を要する場合は、危害を受けるおそれのある者を避難させる。」 (エ) 災害派遣を命ぜられた自衛官 「災害により危険な事態が発生し、警察官がその場に行かないときで、特に急を要する場合は、危害を受けるおそれのある者を避難させる。」
第3編 災害応急対策計画(風水害等対策計画) 第1部 災害警戒期の活動 第6章 避難計画	3-58	<ul style="list-style-type: none"> ・「2. 計画内容」の「(4) 避難指示等の伝達方法等」において、避難情報の判断・伝達マニュアルより、■避難情報発令に係る流れの図を追加した。(記載略)
第3編 災害応急対策計画(風水害等対策計画) 第1部 災害警戒期の活動 第6章 避難計画	3-59 ~ 3-60	<ul style="list-style-type: none"> ・「2. 計画内容」の「(6) 避難所の開設及び設置の方法」の「ア. 避難所の開設」において、防災基本計画を踏まえて、以下を追加した。 <ul style="list-style-type: none"> 「なお、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努め、避難所を開設する際は、当該施設の安全性を確認するものとし、避難所の開設状況等をホームページ等の多様な手段を活用して周知するよう努める。」 ・同(6)の「エ. 避難所の開設の方法」において、県計画を踏まえて、以下を追加した。 <ul style="list-style-type: none"> 「(イ) 避難所の開設状況について、ホームページ等の多様な手段を活用して周知する。」 ・同(6)の「オ. 収容期間」において、県計画を踏まえて、以下を追加した。 <ul style="list-style-type: none"> 「なお、県は、延長の必要を認めた場合には内閣総理大臣と協議し、その同意を得た上で期間を定める。」 ・同(6)の「カ. 福祉避難所の開設」において、防災基本計画を踏まえて、以下を追加した。 <ul style="list-style-type: none"> 「また、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設する等、必要に応じた確保に努める。」

② 水害（洪水・内水）、津波、土砂災害防止対策の推進

編・部・章	頁	修正内容
第2編 災害予防計画 第1部 災害に強いまちづくり 第3章 水害予防計画	2-10 ~ 2-11	<ul style="list-style-type: none"> ・「第1節 河川防災計画」の「2. 計画方針」において、県の東牟婁地域等における大規模氾濫減災協議会資料を踏まえて、以下のように修正した。 「また、県における河川改修事業等による防災事業の実施を図り、水害の発生が予想される地区や過去に被害を被った地区について、災害予防に必要な措置を講じるよう努めるとともに、<u>国及び県が組織する洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「東牟婁地域等における大規模氾濫減災協議会」を活用し、密接な連携体制の構築を図り、あらゆる関係者が協働して流域全体で水災害を軽減させる「流域治水」を推進する。</u>」
第2編 災害予防計画 第1部 災害に強いまちづくり 第3章 水害予防計画	2-11	<ul style="list-style-type: none"> ・「第1節 河川防災計画」の「3. 計画内容」の「(5) 要配慮者利用施設における避難確保」において、以下のように修正した。 「浸水想定区域内の要配慮者利用施設の管理者等は、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難確保計画を定める。また、作成した避難確保計画に基づき、避難訓練を実施し、その結果を町に報告する。本町は、<u>避難確保計画の作成や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるとともに、訓練等の結果報告を受けた場合は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うなど、支援に努める。</u>」
第2編 災害予防計画 第1部 災害に強いまちづくり 第3章 水害予防計画	2-11	<ul style="list-style-type: none"> ・「第1節 河川防災計画」の「3. 計画内容」において、「(6) 七川ダムによる事前放流の周知」を追加し、県の事前放流についての資料を踏まえて、以下を追加した。 「七川ダムは本町域外に位置するが、下流で大きな被害を発生させる洪水が予測されるときに、<u>県の要請により、あらかじめ可能な限り水位を低下させる事前放流の運用が令和3年5月より開始されていることから、本町は、必要に応じて、和歌山県ダム洪水調節機能協議会と連携し、流域住民等に対して注意事項等の周知に努める。</u>」
第2編 災害予防計画 第1部 災害に強いまちづくり 第4章 土砂災害予防計画	2-15	<ul style="list-style-type: none"> ・章の前段において、防災基本計画及び県資料を踏まえて、以下を追加した。 「また、和歌山県盛土総点検（令和3年）の結果では、<u>本町内での詳細調査又は対策を行う必要がある箇所はないが、今後、危険が確認された盛土については、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うとともに、違法な盛土の造成が行われないよう留意していく必要がある。</u>」
第2編 災害予防計画 第1部 災害に強いまちづくり 第4章 土砂災害予防計画	2-16	<ul style="list-style-type: none"> ・「3. 要配慮者利用施設における避難確保」において、防災基本計画を踏まえて、以下のように修正した。 「警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等は、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難確保計画を定める。また、作成した避難確保計画に基づき、避難訓練を実施し、その結果を本町に報告する。本町は、<u>避難確保計画の作成や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるとともに、訓練等の結果報告を受けた場合は、</u>

編・部・章	頁	修正内容
		当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うなど、支援に努める。」
第2編 災害予防計画 第1部 災害に強いまちづくり 第5章 海岸防災計画	2-23	<p>・「3. 計画内容」の「(5) 警戒避難体制の整備」において、防災基本計画及び「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく避難確保計画の作成・公表、町への報告義務を踏まえて、以下を追加した。</p> <p>「また、津波災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等は、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難確保計画を定めるとともに、作成した避難確保計画に基づき、避難訓練を実施し、その結果を本町に報告する。本町は、避難確保計画の作成や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるとともに、訓練等の結果報告を受けた場合は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うなど、支援に努める。」</p>

③ 災害廃棄物対策の対応

編・部・章	頁	修正内容
第3編 災害応急対策計画(風水害等対策計画) 第2部 災害発生後の活動 第4章 災害現場に関する計画	3-143	<p>・「第4節 障害物除去計画」の「1. 計画方針」において、防災基本計画を踏まえて、以下を追加した。</p> <p>「なお、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会やNPO等と連携し、安全性や衛生管理を検討した上で、作業実施地区や作業内容を調整、分担する等により、効率的に搬出を行うものとする。」</p>

④ 地域防災力の向上と継続・発展

編・部・章	頁	修正内容
第2編 災害予防計画 第3部 地域防災力の向上 第4章 ボランティアの活動環境整備計画	2-98	<p>・「1. 計画方針」において、防災基本計画及び県意見を踏まえて、以下を追加した。</p> <p>「ボランティア活動や避難所運営に関する研修・訓練の実施体制、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保や被災者ニーズ等に関する情報提供方策等について必要な環境整備を図る。さらに、町職員及び関係団体等との研修や訓練の実施、意見交換を行う機会の拡充に努める。このほか、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動が円滑に実施できる環境整備に努める。なお、被災現場ではアスベスト(石綿)等による粉じん暴露の可能性があるため、適切な防じん機能を有するマスクを使用する等、作業従事者に対する暴露防止教育を実施すること、さらに、中皮腫や肺がんを発症したときのために、作業従事記録を40年間保存すること等についても検討しておくものとする。」</p>

⑤ 避難行動要支援者等、要配慮者への支援体制の強化

編・部・章	頁	修正内容
第2編 災害予防計画 第2部 災害応急対策・ 復旧対策への備え 第9章 要配慮者に関する計画	2-77	<ul style="list-style-type: none"> ・「2. 計画内容」の「(1) 社会福祉施設等における対策」の「ア. 防災計画の策定」において、以下を追加した。 「なお、本町は、水防法に基づく浸水想定区域内及び土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域内に、主として要配慮者が利用する施設がある場合、さらに、津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波災害警戒区域内に防災上の配慮を要する者が利用する施設（社会福祉施設、学校、医療施設等）がある場合には、当該施設の名称及び所在地を明記し、当該施設の管理者に対して、利用者の避難確保計画の作成や避難訓練等実施の必要性を周知し、利用者の円滑で迅速な避難の確保が図られるよう努める。」
第2編 災害予防計画 第2部 災害応急対策・ 復旧対策への備え 第9章 要配慮者に関する計画	2-79 ～ 2-81	<ul style="list-style-type: none"> ・「2. 計画内容」の「(2) 要援護高齢者、障がい者、妊産婦、難病患者対策」の「イ. 避難行動要支援者名簿の作成等」の「(ア) 避難行動要支援者名簿の作成」において、防災基本計画を踏まえて、以下を追加した。 「また、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。」 ・同イに「(ウ) 避難行動要支援者の支援体制の構築」を追加し、防災基本計画を踏まえて、以下を記載した。 「避難行動要支援者の支援として、個別避難計画の策定や障がいに応じた避難支援体制の構築を図る必要がある。このため、個別避難計画については、避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て作成するよう努めるとともに、適切な管理に努める。個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮を行う。また、できるだけ早期に避難行動要支援者に対して計画が作成されるよう、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成する。」 ・同(2)の「キ. 二次避難所（福祉避難所）の指定等」に、「(ウ) 二次避難所（福祉避難所）の周知等」を追加し、防災基本計画及び内閣府の福祉避難所の確保・運営ガイドラインを踏まえて、以下を記載した。 「本町は、二次避難所（福祉避難所）の名称、受入対象者等に関する情報等を要配慮者及びその家族、自主防災組織、支援団体等に対し周知する。二次避難所（福祉避難所）は、より専門的な支援が必要な避難者のために確保されるものであり、避難所等で生活可能な避難者は受入対象としないことについて、住民に周知する。」
第3編 災害応急対策計画（風水害等対策計画） 第1部 災害警戒期の活動 第6章 避難計画	3-59	<ul style="list-style-type: none"> ・「2. 計画内容」の「(5) 避難方法」の「ウ. 避難誘導」において、災害対策基本法及び避難情報に関するガイドライン（R3.5）を踏まえて、以下を追加した。 「なお、消防団をはじめ、自主防災組織や事業所等は連携・協力して、本町の避難支援計画（個別計画）や地域による

編・部・章	頁	修正内容
		<u>地区防災計画に基づき、避難行動要支援者の避難支援を行うよう努める。」</u>
第5編 災害応急対策計画（地震・津波災害対策計画） 第1部 初動期の活動 第2章 初動期の災害現場に関する計画	5-69	・「第4節 避難計画」の「2. 計画内容」の「(3)避難情報の基準」の「ウ. 南海トラフ地震に関連する情報発表時」において、県計画を踏まえて、以下のように修正した。 「 <u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、最初の地震に伴う大津波警報又は津波警報が解除され、津波注意報に切り替わった後、事前避難対象地域に定める地域の住民に対し避難情報を、高齢者等事前避難対象地域の要配慮者等に対し、高齢者等避難等を発令する。」</u>

⑥ 避難所等における生活環境の向上等

編・部・章	頁	修正内容
第3編 災害応急対策計画（風水害等対策計画） 第1部 災害警戒期の活動 第6章 避難計画	3-62	・「2. 計画内容」の「(7) 避難所の管理・運営」の「ア. 避難所の管理・運営」において、防災基本計画及び県計画を踏まえて、以下を追加修正した。 「 <u>(キ) 避難所における生活環境に注意を払い、避難の長期化や女性・子ども等に対する暴力防止のため等、必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方及び子どもの視点等に配慮する。特に、女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載する等、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めるとともに、警察、病院、女性支援団体との連携の下に、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。</u> <u>(ク) 避難所の生活において、要配慮者の介護及び性別や子どもに配慮したスペース（更衣室、洋式トイレ、洗濯干し場、授乳室、交流（遊び）スペース等）、食物アレルギーのある者に配慮した食料や生活用品を確保する。また、女性向け物資の配布は女性が担当する。さらに、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布など女性や子育て家庭のニーズに配慮した運営を行う。</u> <u>(コ) 避難所開設時における新型コロナウイルス等感染症の発生においては、串本町避難所運営マニュアル等に基づき、避難所における避難者の過密抑制等の感染症対策を行う。また、総務部及び救助部は保健所と連携して、感染症患者が発生した場合や健康観察中の濃厚接触者等が避難所に避難する場合の対応について協議・調整を行う等、適切な避難所運営に努める。</u> <u>(カ) 外国人の避難時にあっては、主要な外国語による情報掲示、語学ボランティアの確保のほか、生活習慣、文化や宗教上の違い（ハラール認証を取得した食品の必要可否等）等にも配慮する。</u> <u>(シ) 車中泊など避難所に滞在することができないと判断した被災者がある場合には、その情報の早期把握に努める。</u>

編・部・章	頁	修正内容
		また、避難所に来訪できない車中泊者に対しては、エコノミークラス症候群等の健康被害防止のための普及啓発等に努める。」

⑦ 必要物資の供給体制の強化

編・部・章	頁	修正内容
第2編 災害予防計画 第2部 災害応急対策・復旧対策への備え 第7章 水・食糧・生活物資等備蓄計画	2-65	<ul style="list-style-type: none"> ・「2. 基本方針」において、防災基本計画、内閣府の物資調達・輸送調整等支援システムの概要、県計画を踏まえて、以下を追加した。 「また、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資について、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、備蓄物資の在庫管理については、国の「物資調達・輸送調整等支援システム」(内閣府)を活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努める。」

⑧ 受援の体制整備

編・部・章	頁	修正内容
第2編 災害予防計画 第2部 災害応急対策・復旧対策への備え 第8章 公共的施設災害予防計画	2-70	<ul style="list-style-type: none"> ・「第1節 水道事業施設災害予防計画」の「3. 計画内容」において、「(3) 燃料の供給・備蓄体制や受援体制の整備」を追加し、県意見を踏まえて、以下を記載した。 「災害が長期化した時に備え、燃料供給及び備蓄の体制構築を図るとともに、被災時に県等からの応援を迅速・的確に受入れるための受援体制の構築を図る。」
第2編 災害予防計画 第3部 地域防災力の向上 第6章 業務継続計画等の策定	2-103 ～ 2-104	<ul style="list-style-type: none"> ・「3. 応急対策職員派遣制度の活用」を追加し、総務省の応急対策職員派遣制度に関する運用マニュアルを踏まえて、以下を記載した。 「応急対策職員派遣制度は、「応急対策職員派遣制度に関する要綱」に基づき、被災都道府県内の地方公共団体による応援職員の派遣だけでは被災市区町村において完結して災害対応業務を実施できない規模の災害が発生した場合に、被災都道府県以外の地方公共団体からの応援職員を派遣するもので、令和3年5月の災害対策基本法の改正により地方公共団体等間の応援規定について、災害が発生するおそれがある段階においても適用可能とされた。これにより、総務省は、関係省庁(内閣府、消防庁)及び関係団体(全国知事会、全国市長会、全国町村会等)が協力して、全国の地方公共団体の人的支援を最大限活用して被災市区町村を支援することとしている。本町は、災害マネジメントについて支援が必要な場合は、当該制度を活用し、県を通じて、総務省等で構成する「応援職員確保調整本部」に対し、災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員等で構成する「総括支援チーム」の派遣を要請することができる。このため、本町は、防災訓練等を通じて、応急対策職員

編・部・章	頁	修正内容
		<u>派遣制度を活用した応援職員の受入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。」</u>
第3編 災害応急対策計画(風水害等対策計画) 第2部 災害発生後の活動 第2章 応援協力等に関する計画	3-85	<p>・「第1節 指定地方行政機関、県及び市町村に対する応援要請計画」の「1. 計画方針」において、防災基本計画を踏まえて、以下を追加した。</p> <p>「<u>なお、応援職員の受入れの際は、感染症対策のため、執務スペースの適切な空間の確保等に配慮する。また、県は、被災都道府県から応援を求められた場合には、必要に応じて県内市町村に対して被災市町村への応援を求める事ができることを踏まえ、本町は、県から応援要請があった場合には、可能な範囲で対応を行うものとする。なお、本町から被災自治体等へ応援職員を派遣する場合、派遣職員の選定に際し、被災先の地域や支援要請の内容を考慮するとともに、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。」</u></p>
第3編 災害応急対策計画(風水害等対策計画) 第2部 災害発生後の活動 第2章 応援協力等に関する計画	3-88	<p>・「第1節 指定地方行政機関、県及び市町村に対する応援要請計画」の「2. 計画内容」において、総務省の応急対策職員派遣制度に関する運用マニュアルを踏まえて、以下を追加した。</p> <p>「(4) 応急対策職員派遣制度の活用 <u>総務省は、震度6弱以上の地震が観測された場合又はそれに相当する程度の災害が発生し、又は発生するおそれがあると考えられる場合、応援職員の派遣に関し、関係省庁(内閣府、消防庁)及び関係団体(全国知事会、全国市長会、全国町村会等)、被災都道府県からの情報収集及び情報共有を行い、「応急対策職員派遣制度に関する要綱」に基づき、全国の地方公共団体の人的支援を最大限活用して被災市区町村を支援する。</u> <u>本町は、自ら行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、県を通じて、総務省に対し、総括支援チーム(災害マネジメント総括支援員、災害マネジメント支援員等で構成)の派遣を要請する。」</u></p>

⑨ 新型コロナ禍を踏まえた避難所等における感染症対策の充実

編・部・章	頁	修正内容
第2編 災害予防計画 第2部 災害応急対策・復旧対策への備え 第5章 避難収容体制整備計画	2-53	<p>・「2. 基本方針」において、防災基本計画を踏まえて、以下を追加した。</p> <p>「<u>なお、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所等をあらかじめ指定し、平常時から指定避難所等の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るとともに、災害時に指定避難所等の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページ等の多様な手段の整備に努める。また、指定避難所等の指定に際しては、併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他市町村からの避難者を受入れることができる施設等を、あらかじめ決定しておくよう努める。」</u></p>

編・部・章	頁	修正内容
第2編 災害予防計画 第2部 災害応急対策・ 復旧対策への備え 第5章 避難収容体制整 備計画	2-61	<ul style="list-style-type: none"> ・「3. 計画内容」において、「(12) 指定避難所等の感染症対策」を追加し、防災基本計画等を踏まえて、以下の事項を追加した。 <ul style="list-style-type: none"> ア. 避難行動の普及 イ. 自宅療養者等の避難確保 ウ. 感染症対策に必要な備蓄等 エ. 指定避難所開設・訓練の実施 ・同3において、「(13) 車中泊避難に関する広報」を追加し、以下の内容を記載した。 <p>「本町は、多様な避難者が安全に安心して避難生活を送れるよう、平常時から避難所環境の整備等に努める。車中泊等による避難生活は、過去の災害においても健康被害が生じており、健康リスクが存在しうることを広報する。」</p>

⑩ 復旧・復興対策の強化

編・部・章	頁	修正内容
第2編 災害予防計画 第1部 災害に強いまち づくり 第1章 防災都市計画	2-1	<ul style="list-style-type: none"> ・「2. 計画方針」において、以下の事項を追加した。 <p>「また、本町は、大規模自然災害に対して被害の防止及び軽減に関する各種対策をより効果的に実施するとともに、いち早く復興まちづくりに取り組むことができるように、想定される被害やまちづくりの課題を把握・整理し、復興まちづくりに向けた基本方針や実施体制等を定めた「復興計画」の事前策定に努める。」</p>
第2編 災害予防計画 第1部 災害に強いまち づくり 第1章 防災都市計画	2-6～ 2-7	<ul style="list-style-type: none"> ・「3. 計画内容」において、「(16) 復興計画の事前策定等」を追加し、国の復興まちづくりのための事前準備ガイドライン及び県の復興計画事前策定の手引きを踏まえて、以下の事項を追加した。 <ul style="list-style-type: none"> ア. 復興体制 <ul style="list-style-type: none"> イ. 復興手順 ウ. 基礎データの事前整理、分析 エ. 復興における目標等 オ. 復興訓練の実施 カ. 被災後の応急仮設住宅やがれき置き場等の候補地

⑪ その他の修正

編・部・章	頁	修正内容
第2編 災害予防計画 第1部 災害に強いまち づくり 第1章 防災都市計画	2-2	<ul style="list-style-type: none"> ・「3. 計画内容」の「(3) 市街地の整備」において、防災基本計画を踏まえて、以下を追加した。 <p>「なお、適切な管理のなされていない空き家等に対しては、法に基づき助言・指導・勧告等の措置を行うとともに、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空き家等の全部又は一部の除却等の措置を検討する。」</p>
第2編 災害予防計画 第1部 災害に強いまち づくり 第2章 建築物災害予防	2-8	<ul style="list-style-type: none"> ・「2. 計画方針」において、防災基本計画を踏まえて、以下のように修正した。 <p>「特に、災害時には防災拠点、避難所、救護所等として活用する町庁舎、消防署、病院、学校、町有施設等の公共建築物</p>

編・部・章	頁	修正内容
計画		については、耐震化(非構造部材を含めた耐震対策を含む。)を推進し、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保する。」
第2編 災害予防計画 第1部 災害に強いまちづくり 第2章 建築物災害予防計画	2-9	<p>・「3. 計画内容」において、「(4) 被災家屋からのアスベスト飛散防止対策」を追加し、県計画を踏まえて以下を追加した。</p> <p>「<u>県は、著しく飛散性が高い吹付け石綿(レベル1)が使用されている建築物の実態調査を行い、調査結果を基に「アスベスト台帳※」を作成し、県内市町村と情報共有を図っている。また、建築物所有者には、建築物解体等において適切な対応がとれるよう、調査結果及び必要な知識の情報提供を行っている。</u></p> <p><u>本町は、県のアスベスト台帳及び「災害時におけるアスベスト飛散防止対策マニュアル～吹付けアスベスト使用建築物からの飛散対策～」に基づき、吹付け石綿(レベル1)の廃棄物処理等について、災害時の被災建築物応急危険度判定における判定結果と照合して、応急的なアスベスト飛散防止対策を行える体制の整備に努める。また、災害ボランティア、復興従事者及び住民等のアスベスト暴露防止のため、アスベストの吸引を防ぐ防じんマスクの着用など必要な知識の普及啓発に努める。</u></p> <p><u>※「アスベスト台帳」：飛散性が高い吹付け石綿(レベル1)が使用されている建築物及びその可能性がある建築物のリスト」</u></p>
第2編 災害予防計画 第1部 災害に強いまちづくり 第10章 危険物等災害予防計画	2-36	<p>・「3. 計画内容」において、「(6) アスベスト(石綿)飛散防止対策の推進」を追加し、県計画を踏まえて、以下を記載した。</p> <p>「<u>ア. 建築物所有者には、建築物解体等において適切な対応がとれるよう、調査結果及び必要な知識を情報提供する。</u></p> <p><u>イ. 吹付け石綿(レベル1)の廃棄物処理等について、災害廃棄物処理計画に基づいた体制を構築する。</u></p> <p><u>ウ. 「アスベスト台帳」による対象建築物の県との情報共有、「災害時におけるアスベスト飛散防止対策マニュアル～吹付けアスベスト使用建築物からの飛散対策～」による県との連携体制を構築する。</u></p> <p><u>エ. 災害ボランティア、復興従事者及び地域住民等の石綿暴露防止のため、石綿の吸引を防ぐ防じんマスクの着用など必要な知識の普及啓発を実施する。」</u></p>
第2編 災害予防計画 第2部 災害応急対策・復旧対策への備え 第3章 災害時医療体制整備計画	2-48 ～ 2-50	<p>・「第2節 医療救護体制の整備」の「1. 計画内容」の「(3) 現地医療体制の整備」において、県意見を踏まえて、前文に以下を追加した。</p> <p>「<u>また、県が保健所を通じて行う、災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)の受援について、県との情報共有に努める。」</u></p> <p>・同(3)の「ア. 医療救護班の種類」に、県意見等を踏まえて、以下を追加した。</p> <p>「<u>なお、県は、県薬剤師会との協定を締結しており、医療救護班として薬剤師班及びモバイルファーマシー(災害対策医薬品供給車両)を派遣することができる。さらに、県は、</u></p>

編・部・章	頁	修正内容
		<p>県歯科医師会との協定締結により、災害時の歯科口腔保健にかかる医療救護班も派遣することができる。このため、町は、必要に応じ、県に対して各班の派遣要請を行う。」</p> <p>・同1に、「(8) 災害時小児周産期リエゾンの設置」を追加し、県計画及び県意見を踏まえて、以下を記載した。</p> <p>「県は、災害時の医療体制を迅速かつ的確に構築するため、小児医療又は周産期医療に熟知している者を災害時小児周産期リエゾンに委嘱し、県災害医療本部に配置する。このため、町は、関係機関と連携し、小児・周産期医療に係る保健医療支援に関する調整・情報交換等を行うことができる体制を整備する。」</p>
<p>第2編 災害予防計画 第2部 災害応急対策・復旧対策への備え 第5章 避難収容体制整備計画</p>	<p>2-54</p>	<p>・「3. 計画内容」の「(1) 避難体制の整備」において、防災基本計画及び南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドラインを踏まえて、以下を追加した。</p> <p>「なお、指定緊急避難場所と指定避難所を相互に兼ねる場合には、特定の災害においては当該施設等に避難することが不適当である場合があること、指定避難所等（福祉避難所を含む。）の役割が異なることについて、町民への周知徹底に努める。また、南海トラフ地震のような巨大地震警戒対応における避難期間は一週間程度の避難生活が必要となることから、後発地震に備えつつ避難先を確保する必要がある。」</p>
<p>第2編 災害予防計画 第2部 災害応急対策・復旧対策への備え 第5章 避難収容体制整備計画</p>	<p>2-56 ～ 2-60</p>	<p>・「3. 計画内容」の「(3) 避難路等の安全性・機能性の向上」において、防災基本計画を踏まえて、以下を追加した。</p> <p>「なお、避難場所への誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用し、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。」</p> <p>・同3の「(4) 指定緊急避難場所等の指定・設定」の「ア. 指定緊急避難場所等の指定」において、防災基本計画を踏まえて、以下を追加した。</p> <p>「なお、指定緊急避難場所は、ハザードマップ等により町民への周知に努めているが、災害種別に応じて指定がなされていること、避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、平常時から住民等への周知徹底に努める。」</p> <p>・同(4)の「ウ. 津波避難ビル等の指定・設定」において、町国土強靱化地域計画を踏まえて、以下を追加した。</p> <p>「なお、津波防災地域づくりに関する法律等で定められた基準に適合する避難ビルの指定を継続するが、基準に満たない建物についても、緊急避難のために使用可能であれば、その活用方法を検討する。」</p> <p>・同3の「(5) 避難場所等の安全性・機能性の向上」において、町国土強靱化地域計画を踏まえて、以下を追加した。</p> <p>「また、津波避難ビルや避難所には、地震時自動解錠鍵ボックスを設置し、円滑な避難ができるよう対策を行う。」</p> <p>・同3の「(6) 指定避難所等の指定・整備」の前文に、防災基本計画及び災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～等を踏まえて、以下を追加した。</p> <p>「本町は、災害対策基本法第49条の7に基づき、災害対策基</p>

編・部・章	頁	修正内容
		<p>本法施行令第 20 条の 6 で定める基準に適合する施設又は場所を、指定避難所として指定する。二次避難所（福祉避難所）については、災害対策基本法施行規則第 1 条の 9 に定める基準を満たすものとする。なお、避難所となる施設は、非構造部材（床、小梁、間柱等）を含めた耐震性や不燃性のある施設とし、耐震性等が無い場合はその性能確保に努め、老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。また、避難所の運営管理においては、女性と男性の双方のニーズにきめ細かく丁寧に対応できるよう、避難所の管理責任者は女性と男性による 2 名配置、運営組織の女性参画、安全、衛生、栄養、育児、介護などの課題やニーズを把握し改善できる体制を確立しておく必要がある。」</p> <p>・同 3 の「(10) 帰宅困難者への備え」において、町国土強靱化地域計画を踏まえて、以下を追加した。 「また、来訪者対策として、海拔表示、津波警戒標識、避難路看板等の設置を継続して行うとともに、迅速な情報伝達のため、公共施設や観光地等への屋外情報電光掲示板の設置を検討する。このほか、道の駅に避難看板・パンフレット等を設置することにより、来訪者に対し津波避難場所・津波避難路に係る周知・啓発を行う。さらに、「関西広域帰宅困難者対策ガイドライン」に基づく訓練等の実施に努める。」</p>
<p>第 2 編 災害予防計画 第 2 部 災害応急対策・復旧対策への備え 第 6 章 緊急輸送体制整備計画</p>	<p>2-62</p>	<p>・「3. 計画内容」の「(1) 陸上輸送体制の整備」の「ア. 緊急輸送道路等の指定」において、防災基本計画及び国土交通省資料を踏まえて、以下を追加した。 「また、国は、災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、物流上重要な道路輸送網（国道 42 号、近畿自動車道紀勢線）を「重要物流道路」として指定し、機能強化、重点支援を実施するとしている。」</p>
<p>第 2 編 災害予防計画 第 2 部 災害応急対策・復旧対策への備え 第 8 章 公共的施設災害予防計画</p>	<p>2-73</p>	<p>・「第 3 節 電力施設災害予防計画」の「1. 現況」において、県計画の第 3 節大規模停電災害予防計画を踏まえて、以下を追加した。 「本町は、大規模停電発生時に備え、重要施設における迅速かつ円滑な電源確保を行うための体制整備に努める。」</p>
<p>第 2 編 災害予防計画 第 2 部 災害応急対策・復旧対策への備え 第 8 章 公共的施設災害予防計画</p>	<p>2-75 ～ 2-76</p>	<p>・「第 5 節 下水道施設災害予防計画」の「2. 基本方針」において、県計画を踏まえて、以下のように修正した。 「災害時においても住民の安全で衛生的な生活環境を確保するため、下水道の機能を最低限維持するとともに、施設の被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るほか、施設の耐震・耐水化を図るとともに、地震・津波時及び大規模停電発生時においても下水道等の機能を最低限維持し、早期に機能回復を行うため、関係機関との連携を図る。」</p> <p>・「3. 計画内容」に「(3) 燃料の供給・備蓄体制や受援体制の整備」を追加し、県計画を踏まえて、以下を記載した。 「災害が長期化した時に備え、燃料供給及び備蓄の体制構築を図るとともに、被災時に県等からの応援を迅速・的確に受入れるための受援体制の構築を図る。」</p>
<p>第 2 編 災害予防計画</p>	<p>2-85</p>	<p>・「1. 計画方針」において、県意見等を踏まえて、以下のよ</p>

編・部・章	頁	修正内容
第3部 地域防災力の向上 第1章 防災訓練計画		<p>うに修正した。 「なお、訓練の実施にあたっては、訓練の目的・災害の状況（土砂災害、複合型災害を含む。）を具体的に設定した上で、<u>防災関係機関との発災時の連絡先、要請手続等の確認、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行うとともに、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど、実践的なものになるように工夫する。</u>また、訓練後には、訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じて、体制等の改善を行うとともに、<u>次回の訓練に反映させるように努める。</u>」</p>
第2編 災害予防計画 第3部 地域防災力の向上 第1章 防災訓練計画	2-86	<p>・「2. 計画内容」の「(3) 水防・砂防等訓練」において、<u>県水防計画書を踏まえて、以下のように追加した。</u> 「また、津波防災地域づくりに関する法律に規定された津波避難訓練に参加する。 なお、水防・砂防等の作業は、暴風雨の中しかも夜間に行う場合が多いため、作業時に混乱をきたさないように次の事項を取り入れて充分訓練を行うものとし、実施に当たっては、特に地元住民の参加を得て水防・砂防等の思想の高揚に努める。 <u>ア. 観測（水位、潮位、雨量、風速、土壌雨量指数等）</u> <u>イ. 通報（電話、無線）</u> <u>ウ. 動員（水・消防団、住民）</u> <u>エ. 輸送（資材、器材、人員）</u> <u>オ. 工法（各水防・砂防工法）</u> <u>カ. 樋門、角落としの操作</u> <u>キ. 避難、立退き」</u></p>
第2編 災害予防計画 第3部 地域防災力の向上 第1章 防災訓練計画	2-86 ～ 2-87	<p>・「2. 計画内容」に「(7) 復興まちづくり等に関する訓練」を追加し、以下の内容を記載した。 「職員の復興まちづくりへの理解を深め、復興時に想定される課題を事前に整理するため、復興まちづくりに関する勉強会・講習会、まち歩き、復興まちづくりイメージトレーニングなど、必要な実務能力の習熟に向けた訓練等を実施する。また、個々の地区での復興まちづくりに向けた課題や対応を探り出すために、住民も含めた復興まちづくりに関するワークショップ等、様々な復興訓練の実施に努める。」</p>
第2編 災害予防計画 第3部 地域防災力の向上 第2章 防災知識普及計画	2-88 ～ 2-90	<p>・「2. 計画内容」の「(1) 本町職員に対する防災教育」において、<u>防災基本計画を踏まえて、以下を追加した。</u> 「さらに、本町職員の災害対応力の向上を図るため、<u>国が地方公共団体の危機管理・防災責任者を対象として実施する研修や、市町村の長及び幹部職員を対象とした研修等への参加を推進する。</u>」 ・同2の「(2) 町民に対する防災知識の普及啓発」において、<u>防災基本計画及び内閣府の間違いだらけの防災対策第2回資料を踏まえて、以下を追加した。</u> 「さらに、<u>地域や事業所、学校等において、災害状況を具体的にイメージできる（災害イメージーション）能力を高めるとともに、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等に対する実践的な防災</u></p>

編・部・章	頁	修正内容
		<p>教育や避難訓練の実施にも努める。なお、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進を図るため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同(2)の「イ. 普及啓発の方法」の「(ア) パンフレット等による啓発」において、県資料を踏まえて、以下を追加した。「また、和歌山県が作成した防災学習ツールの災害対応シミュレーションゲーム（「きいちゃんの災害避難ゲーム」令和3年3月）を活用した普及啓発を行う。」 ・同(2)のイの「(イ) 活動等を通じた啓発」において、町国土強靱化地域計画を踏まえて、以下のように修正した。「防災週間、防災とボランティアの週間をはじめ防災に関する諸行事にあわせた講演会等の開催、<u>防災出前講座（小中学生、住民等を対象とした講演による地震・津波に関する知識・防災意識の向上）の継続実施、住民参加型防災訓練の実施又は地域社会活動などの促進・活用による普及啓発を行う。」</u>
<p>第2編 災害予防計画 第3部 地域防災力の向上 第2章 防災知識普及計画</p>	<p>2-90 ～ 2-91</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「2. 計画内容」の「(2) 町民に対する防災知識の普及啓発」の「ウ. 町民への周知事項」において、「(カ) 平常時の心得(準備)」に、県計画を踏まえて、以下を追加した。 「<u>⑦石綿の吸引を防ぐ防じんマスクの備蓄及び正しい活用方法の習得</u> <u>⑧家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備（犬の登録・狂犬病予防注射接種等の法令遵守、しつけ、餌の備蓄等）</u> <u>⑨自動車へのこまめな満タン給油</u> <u>⑩地震保険・共済加入の検討</u>」 ・同ウの「(キ) 災害時の心得」を追加し、県計画を踏まえて、以下を追加した。 「<u>①「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること</u> <u>②災害情報等の聴取方法</u> <u>③停電時の処置</u> <u>④避難場所安全レベルについての考え方</u> <u>⑤避難に関する情報の意味（「安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと」、「避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること」、「警戒レベル4で『危険な場所から全員避難』すべきこと」）の理解</u> <u>⑥避難所や仮設住宅等で、性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないための知識の徹底</u> <u>⑦災害時においては、環境省や県が行う粉じん大気濃度測定の結果を周知し、粉じんによる健康被害防止の注意喚起に留意すること</u>」 ・同ウに「(ク) 通信の確保」を追加し、以下を追加した。 <u>①通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努める。</u> <u>②災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の</u>

編・部・章	頁	修正内容
		<p><u>不要不急な通信は控えるよう周知に努める。</u></p>
第2編 災害予防計画 第3部 地域防災力の向上 第2章 防災知識普及計画	2-91	<p>・「2. 計画内容」の「(4) 学校教育における防災教育」において、防災基本計画を踏まえて、以下を追加した。 <u>「また、消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進にも努める。」</u></p>
第2編 災害予防計画 第3部 地域防災力の向上 第3章 自主防災組織整備計画	2-95	<p>・「2. 計画内容」の「(1) 自主防災組織の育成」の「エ. 自主防災組織の育成方法」において、町国土強靱化地域計画を踏まえて、以下のように修正した。 <u>「また、自主防災組織の活性化にはその中核となる防災リーダーが必要となるため、各種組織の長、本町職員・消防団員のOB等に協力を求め、県が実施する地域防災リーダー育成講座「紀の国防災人づくり塾」への参加や講習会への参加等と呼びかける。」</u></p>
第2編 災害予防計画 第3部 地域防災力の向上 第6章 業務継続計画等の策定	2-103	<p>・「2. 事業所等における事業継続計画の策定」において、防災基本計画を踏まえて、以下のように修正した。 <u>「事業所等は、災害時において重要事業を継続するため、事業継続計画の策定に努める。特に、災害応急対策等に係る業務に従事する事業所は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。さらに、要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するなど、平常時より防災対策の実施に努める。本町は、事業所等の事業継続計画の作成の普及啓発に努める。また、事業継続計画策定の普及啓発活動を通して、事業所等が防災体制の整備等を行うよう働きかける。なお、事業所等は、事業継続計画の作成により、災害時に果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。」</u></p>
第3編 災害応急対策計画(風水害等対策計画) 第2部 災害発生後の活動 第4章 災害現場に関する計画	3-133	<p>・「第2節 医療助産計画」の「6. 現地医療対策」の「(1) 医療救護班の編成」において、県計画等を踏まえて、以下のように修正した。 <u>「また、必要に応じて、県に和歌山DMA T（災害派遣医療チーム）や災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の派遣要請を依頼するとともに、通常の医療体制では対応できない多数の傷病者が一時に発生した場合、被害を免れた本町内医療機関をはじめ、東牟婁郡医師会、西牟婁郡医師会等の協力を得て、地域医療救護班を編成し、傷病者の治療や応急処置を行う。」</u></p>
第3編 災害応急対策計画(風水害等対策計画) 第2部 災害発生後の活動 第6章 保健衛生計画	3-168	<p>・「第1節 防疫計画」の「1. 計画方針」において、県計画を踏まえて、以下を追加した。 <u>「また、必要に応じて、県に災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の応援派遣を要請するものとし、要請を行った際は、チームを迅速・的確に受け入れる体制を整備する。」</u></p>

【各課意見照会、防災関係機関への意見照会結果の反映】

編・部・章	頁	修正内容
全編	-	<ul style="list-style-type: none"> ・修正案に対する庁内各課の意見を反映した。 ・修正案に対する防災関係機関等の意見を反映した。
第2編 災害予防計画 第1部 災害に強いまちづくり 第3章 水害予防計画	2-13 ～ 2-14	<ul style="list-style-type: none"> ・「第2節 ため池防災計画」の「2. 計画方針」において、産業課意見を踏まえて、以下のように修正した。 「このため、危険なため池については、施設の老朽化、下流への影響度等を考慮し、地域の実情にあった対策を行い安全度の向上を図ることを目的に平成24年度に策定された「和歌山県ため池改修加速化計画」や「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」（令和2年10月施行）に基づく県の推進計画、及びため池の劣化状況評価と豪雨耐震性評価に基づき、県と連携して計画的な改修、補強を進めるとともに、日常の点検、維持保全の徹底を図る。」
第2編 災害予防計画 第2部 災害応急対策・復旧対策への備え 第2章 防災行政無線等の整備計画	2-40	<ul style="list-style-type: none"> ・「1. 現況」の「(2) 本町防災行政無線」において、総務課意見を踏まえて、以下を追加した。 「さらに、町内放送が聞き取りにくい状況に対応するため、<u>戸別受信機を無償貸与するとともに、防災行政無線（町内）放送の電話案内サービスを実施している。</u>」
第2編 災害予防計画 第2部 災害応急対策・復旧対策への備え 第7章 水・食糧・生活物資等備蓄計画	2-66	<ul style="list-style-type: none"> ・「3. 計画内容」の「(1) 給水体制の整備」の「イ. 応急給水拠点等の整備」において、水道課意見を踏まえて、以下のように修正した。 「(イ) <u>新古田浄水場を基幹給水基地としての機能充実を図り、各浄水場にも給水基地機能を整える。</u>」
第2編 災害予防計画 第2部 災害応急対策・復旧対策への備え 第8章 公共的施設災害予防計画	2-76	<ul style="list-style-type: none"> ・「第5節 下水道施設災害予防計画」の「3. 計画内容」の「(4) 下水道事業継続計画の作成・更新」において、建設課意見を踏まえて、以下のように修正した。 「本町は、災害時における下水道事業の継続を図るため、<u>下水道事業継続計画（BCP）を平成26年12月に策定した。</u> 「<u>今後は、計画の点検・検証の結果等を踏まえ、計画の見直しを適宜行う。</u>」

【参考：各編の修正箇所一覧（主要なものを抽出）】

<第1編 総則>

部・章	頁	修正内容
第2章 串本町の概況	1-4～ 1-24	・「第1節 自然的条件」「第2節 社会的条件」「第3節 災害の特性」において、和歌山県及び和歌山地方気象台、町資料等により、各種データの更新を行った。
第3章 災害の想定	1-52	・「第4節 津波災害警戒区域」を追加し、和歌山県資料より、津波災害警戒区域の指定について、及び津波災害警戒区域の図を記載した。
第4章 防災ビジョン	1-53	・「第2節 基本目標」の「1. 防災型地域整備の推進（災害に強いまちづくり）」において、以下のように修正した。 「南海トラフの地震による津波の発生が懸念されるなか、複数の公共施設が浸水想定区域内に立地していることから、 <u>これら施設を、津波による被害を受けない高台への整備を進めることにより、災害に強いまちづくりを行う。</u> 」
第5章 地震・津波防災対策の実施に関する基本的な考え方	1-57	・「1. 基本的な考え方」において、「和歌山県地震防災対策アクションプログラム～防災・減災対策の総点検～」の体系を追加し、「2. 内容」を削除した。
第6章 防災関係機関の実施責任及び処理すべき事務又は業務大綱	1-59～ 1-62	・「第2節 処理すべき事務又は業務大綱」において、県計画等を踏まえて、整合性を図るため修正した。

<第2編 災害予防計画>

部・章	頁	修正内容
第1部 災害に強いまちづくり 第1章 防災都市計画	2-1	・「3. 計画内容」の「(1) 公共施設の高台への移転整備」において、町国土強靱化地域計画を踏まえて、以下のように修正した。 「さらに、高台移転に向けて、小学校等の統合・移転、町立図書館や町立体育館等の社会教育施設、浸水想定区域内の古座消防署や消防屯所（防災拠点施設）の移転推進、くしもとこども園の高台新設により、 <u>災害に強いまちづくりを推進する。</u> 」
第1部 災害に強いまちづくり 第1章 防災都市計画	2-5	・「3. 計画内容」の「(12) ライフライン施設の耐震化・液状化対策の推進」において、町国土強靱化地域計画を踏まえて、以下を追加した。 「また、県が作成した液状化ハザードマップを活用し、 <u>液状化の危険性を周知する。</u> 」
第2部 災害応急対策・復旧対策への備え 第1章 防災拠点施設整備計画	2-39	・「1. 現況」において、以下を追加した。 「そのため、役場庁舎は、地震・津波等の災害発生時の中枢管理機能を果たす拠点として、また、復旧・復興の拠点となるべく、耐震性・安全性に優れ、防災設備及び防災対策の体制が充実した本町役場庁舎として、 <u>海拔約50mのサンゴ台に令和3年5月に完成し、同年7月より業務を開始した。</u> 」
第2部 災害応急対策・復旧対策への備え	2-39	・「3. 計画内容」において、(1)のタイトルを「(1) 防災上重要な施設としての整備」に変更し、以下のように修正し

部・章	頁	修正内容
第1章 防災拠点施設整備計画		<p>た。</p> <p>「学校、公民館、集会所等は、耐震診断の実施状況や実施結果を基にした、耐震性に係るリストの作成及び公表、非構造部材を含む耐震化における数値目標の設定等の実施に努める。」</p>
第2部 災害応急対策・復旧対策への備え 第2章 防災行政無線等の整備計画	2-41	<p>・「3. 計画内容」において、防災基本計画等を踏まえて、以下のように修正した。</p> <p>「本町は、災害時の緊急情報を確実に伝達するため、デジタル式の戸別受信機の設置（各戸への貸与）を進めており、さらに、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、Ｌアラート（災害情報共有システム）等の活用による警報等の伝達手段の多重化・多様化に努めるなど、情報伝達の複数化を図っていく。」</p>
第2部 災害応急対策・復旧対策への備え 第2章 防災行政無線等の整備計画	2-42	<p>・「3. 計画内容」の「(3) 情報収集伝達体制の強化」において、防災基本計画等を踏まえて、以下を追加した。</p> <p>「また、多様な情報提供ツールを活用し、広く町民に情報提供を行うとともに、町民相互に安否確認がとれる環境を整え、町民が事前にその方法を把握するよう周知するなど、災害情報等の入手方法等を確認できる体制の構築に努める。なお、県と連携の上、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合の手続等について整理しておくよう努める。さらに、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれることを想定し、その加害者等に居所が知られることのないよう、当該被災者の個人情報の管理を徹底することができる体制を整備する。」</p>
第2部 災害応急対策・復旧対策への備え 第2章 防災行政無線等の整備計画	2-43	<p>・「3. 計画内容」において、「(6) 多様な通信手段の活用」を追加し、防災基本計画及び総務省資料を踏まえて、以下を記載した。</p> <p>「携帯電話・衛星携帯電話等の電気通信事業用移動通信をはじめ、公共安全LTE（P S - L T E）※、業務用移動通信、アマチュア無線等、多様な通信手段の活用体制の整備に努める。なお、アマチュア無線の活用は、ボランティアという性格に配慮する。</p> <p>※公共安全LTE（P S - L T E）は、災害現場等において公共安全機関が共同で利用する無線システムで、携帯電話（L T E）技術を活用し、音声だけでなく、画像や映像等の送受も可能である。」</p>
第2部 災害応急対策・復旧対策への備え 第3章 災害時医療体制整備計画	2-44	<p>・「第1節 救急救助体制の整備」の「1. 計画内容」の「(1) 救急救助体制の整備」において、町国土強靱化地域計画を踏まえて、以下を追加した。</p> <p>「特に、災害時における医療救護の実施や防疫の協力等について、田辺・新宮地区の救急告示医療機関や、東牟婁・西牟婁地区の医師会との連携について、さらなる充実を図る。」</p>

部・章	頁	修正内容
第2部 災害応急対策・復旧対策への備え 第3章 災害時医療体制整備計画	2-47	・「第2節 医療救護体制の整備」の「1. 計画内容」の「(2) 医療情報の収集伝達体制の整備」の前文において、防災基本計画を踏まえて、以下を追加した。 「また、災害時の医療関係機関の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム等の稼働の送受信に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努める。」

< 第3編 災害応急対策計画（風水害等対策計画） >

部・章	頁	修正内容
第1部 災害警戒期の活動 第1章 防災組織計画	3-10 ～ 3-18	・「第1節 組織計画」の「2. 計画内容」において、■串本町災害対策本部及び各部の組織図、■災害対策本部の編成と事務分掌を修正した。
第1部 災害警戒期の活動 第2章 気象警報等伝達計画	3-23 ～ 3-27	・「2. 気象警報等の種類及び発表基準」の「(1) 気象、地象、水象の注意報、警報」において、■串本町における警報・注意報発表基準一覧表（和歌山地方気象台）を修正した。 ・同(1)において、気象庁資料及び県計画を踏まえて、以下の追加修正を行った。 「■記録的短時間大雨情報 ■特別警報の種類と発表基準 ■古座川洪水予報 エ. 竜巻注意情報」
第1部 災害警戒期の活動 第2章 気象警報等伝達計画	3-28	・「3. 火災警報及び火災気象通報」の「(2) 火災気象通報」において、県計画を踏まえて、■火災気象通報を行う場合の基準を修正した。
第1部 災害警戒期の活動 第2章 気象警報等伝達計画	3-29 ～ 3-32	・「4. 注意報・警報の伝達」の「(1) 気象注意報・警報の伝達経路」において、県計画等を踏まえて、各図を修正した。 ・同4において、「(2) 土砂災害警戒情報の伝達経路」を追加し、県計画等を踏まえて、以下を記載した。 「土砂災害警戒情報は、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、町長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる二次細分区域を特定して警戒が呼びかけられる情報で、県と和歌山地方気象台から共同で発表される。本町内で危険度が高まっている詳細な領域は、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる「警戒レベル4」に相当する。 ■土砂災害警戒情報伝達経路図（令和3年6月8日現在）」 ・同(2)において、気象庁等資料を踏まえて、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）の図表を追加した。
第1部 災害警戒期の活動 第2章 気象警報等伝達計画	3-34 ～ 3-35	・「6. 気象庁長官・和歌山県知事が共同して行う古座川洪水予報」において、県水防計画書を踏まえて、■古座川洪水予報実施区間等の表を修正した。
第1部 災害警戒期の活動 第3章 水防計画	3-41	・「6. 七川ダム放流通報」において、県水防計画書を踏まえて、■連絡系統図を修正した。

部・章	頁	修正内容
第1部 災害警戒期の活動 第4章 消防計画	3-44 ～ 3-45	<ul style="list-style-type: none"> ・「2. 計画内容」の「(4) 消防情報の報告」において、以下を追加した。 「ウ. 自衛隊に災害派遣を要請したもの ク. 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から 勘案しておおむね10棟以上になる見込みの火災 セ. 船舶火災であって社会的影響度が高い火災」
第1部 災害警戒期の活動 第6章 避難計画	3-52 ～ 3-53	<ul style="list-style-type: none"> ・「1. 計画方針」の「(2) 避難指示等の発令」において、以下を追加した。 「避難情報の発令基準等については、「避難情報の判断・伝達マニュアル」(令和3年8月改定)に基づくものとし、以下に古座川の基準を示す。(略)さらに、台風接近時における住民の適切な行動(不要不急の外出抑制等)を促すような情報提供に努める。」 ■古座川破堤・越水氾濫(洪水予報河川) (表は略)
第2部 災害発生後の活動 第1章 情報通信に関する計画	3-65	<ul style="list-style-type: none"> ・「第1節 被害情報等の収集計画」の「1. 計画方針」において、防災基本計画を踏まえて、以下を追加した。 「なお、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、本町は、住民登録の有無にかかわらず、本町域(海上を含む。)内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるとともに、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県(外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等)に連絡する。」
第2部 災害発生後の活動 第1章 情報通信に関する計画	3-65	<ul style="list-style-type: none"> ・「第1節 被害情報等の収集計画」の「2. 計画内容」の「(1) 被害情報の収集」において、県計画を踏まえて、以下のよう に修正した。 「被害が発生したとき、本町(総務部)は、直ちに被害情報の収集活動を開始し、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関へ来ている負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報を収集するとともに、必要に応じて、新宮警察署その他関係機関と密接な連絡をとりながら、災害対策活動に必要な情報の収集に努める。」
第2部 災害発生後の活動 第1章 情報通信に関する計画	3-68	<ul style="list-style-type: none"> ・「第1節 被害情報等の収集計画」の「2. 計画内容」の「(3) 情報交換並びに報告」の「イ. 報告すべき災害」において、「(ア) 発生原因」を追加し、県計画を踏まえて、以下を記載した。 「暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、その他異常な現象、大規模な火事・事故・爆発、放射性物質の大量放出等災害対策基本法第2条第1号に規定する原因により生じる被害。」
第2部 災害発生後の活動 第1章 情報通信に関する計画	3-70 ～ 3-76	<ul style="list-style-type: none"> ・「第1節 被害情報等の収集計画」の「2. 計画内容」の「(4) 被害情報の県への報告」の「イ. 災害即報及び被害状況報告要領」において、県計画を踏まえて、■災害即報系統図を修正した。 ・同(4)の「ウ. 即報基準」を追加し、火災・災害等即報要領等の一部改正(R3.5)等を踏まえて、以下を記載した。

部・章	頁	修正内容
		<p>「消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 40 条の規定に基づき、消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報の基準は以下のとおり。なお、即報の報告方法については、原則として電子メールにより行うものとし、電子メールが使用不能等の場合は、迅速性を最優先として、電話等通信可能な方法により行う。」</p> <p>・また、■災害即報基準、■火災即報基準、■救急・救助事故即報基準の各表を修正し、■武力攻撃災害等即報基準の表を追加した。</p>
<p>第 2 部 災害発生後の活動 第 1 章 情報通信に関する計画</p>	3-76	<p>・「第 1 節 被害情報等の収集計画」の「2. 計画内容」において、県計画を踏まえて、以下を追加した。</p> <p>「(5) 安否不明者等の情報収集 災害時において、安否不明者等の氏名情報等を公表することにより、対象者が名乗り出ることや安否情報が得られる効果が期待でき、対象を明確にした迅速な救出・救助活動を行えることから、県及び警察等の協力を得て、安否不明者等の氏名情報等を収集する。」</p> <p>(6) 防災関係機関との情報交換、報告 本町本部と防災関係の各機関は、各種情報の収集について十分連絡調整を行い、又は相互に情報を交換して、応急対策活動が円滑に実施されるよう努める。」</p>
<p>第 2 部 災害発生後の活動 第 1 章 情報通信に関する計画</p>	3-77	<p>・「第 2 節 災害通信計画」の「1. 計画方針」において、県計画を踏まえて、以下を追加した。</p> <p>「なお、災害時のあらゆる状況に対応し、また孤立する危険のある地域の被災者や帰宅困難者等にも対応できるよう、移動系防災行政無線や衛星携帯電話等のあらゆる通信手段を検討し、通信手段の多様化・複数化に努める。」</p>
<p>第 2 部 災害発生後の活動 第 1 章 情報通信に関する計画</p>	3-79	<p>・「第 2 節 災害通信計画」の「2. 計画内容」において、県計画を踏まえて、以下を追加した。</p> <p>「(6) 通信障害発生時における事業者の対応 電気通信事業者は、通信障害が発生した場合は、通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等の情報を、本町及び関係機関と共有するとともに、通信施設の早期復旧のため、関係機関との調整を行うものとする。」</p>
<p>第 2 部 災害発生後の活動 第 1 章 情報通信に関する計画</p>	3-80	<p>・「第 3 節 災害広報計画」の「1. 計画方針」において、防災基本計画及び県計画を踏まえて、以下を追加した。</p> <p>「また、本町外の住民に対しても適切な被害情報を提供することにより、広域的な応援体制の確立に資するよう努める。なお、人的被害の数について広報を行う際には、県等と密接に連携しながら適切に行うほか、必要に応じて、収集した被災現場の画像情報は災害対策本部を通して防災関係機関との共有を図る。さらに、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、停電や通信障害の発生時は、情報を得る手段が限られることから、被災者生活支援に関する情報については、チラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車での情報提供を行うなど、適切に情報提供を行うよう努める。」</p>

部・章	頁	修正内容
第2部 災害発生後の活動 第1章 情報通信に関する計画	3-83	<ul style="list-style-type: none"> ・「第3節 災害広報計画」の「2. 計画内容」の「(6) 安否情報の提供」において、防災基本計画及び県計画を踏まえて、以下を追加した。 「このほか、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、県、他市町村、消防署、警察署等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者情報の公表や問い合わせへの回答等の際は、被災者の中にDV等支援措置に基づく住民基本台帳の閲覧制限や住民票の交付制限がなされている場合等、配偶者からの暴力（DV被害）等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者が含まれる場合は、当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。」
第2部 災害発生後の活動 第3章 り災者救助保護計画	3-98	<ul style="list-style-type: none"> ・「第1節 災害救助法の適用計画」の「1. 計画方針」において、県計画を踏まえて、以下を追加した。 「災害救助法では、救助の実施は知事が行うこととされているが、災害時における救助活動の緊急性から、その一部については知事から町長に委任され、町長が行うことになる。」
第2部 災害発生後の活動 第3章 り災者救助保護計画	3-98 ～ 3-99	<ul style="list-style-type: none"> ・「第1節 災害救助法の適用計画」の「2. 計画内容」において、県計画を踏まえて、以下を追加した。 「救助法による救助は、災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置した場合で、国の災害対策本部により告示された所管区域に該当する都道府県において、現に救助を必要とするときに、市町村単位に行われる。」 ・同2の「(1) 災害が発生した場合の適用条件等」において、県計画を踏まえて、以下を追加した。 「エ. 当該災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。（「特別の事情」とは、被災者に対する食品の給与、生活必需品の給与等について特殊の救助方法を必要とし、災害により被害を受け又は現に救助を必要とする者の救出について特殊の技術を必要とすることをいう。）」
第2部 災害発生後の活動 第3章 り災者救助保護計画	3-101	<ul style="list-style-type: none"> ・「第2節 被災者生活再建支援法の適用計画」の「1. 計画方針」において、防災基本計画を踏まえて、以下を追加した。 「なお、本町は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。」
第2部 災害発生後の活動	3-101 ～	<ul style="list-style-type: none"> ・「第2節 被災者生活再建支援法の適用計画」の「2. 計画内容」において、県計画を踏まえて、「(1) 適用基準」を修

部・章	頁	修正内容
第3章 り災者救助保護 計画	3-103	<p>正した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同2の「(2) 対象世帯」において、県計画を踏まえて、以下を追加した。 「オ. 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（中規模半壊世帯）」 ・同2の「(3) 支援金の支給額」において、県計画を踏まえて、支援金にかかる記載を修正した。 ・同2の「(4) 住宅の被害認定」において、県計画を踏まえて、以下を追加した。 「なお、大規模災害時には、県に認定業務の支援を要請することができる。」
第2部 災害発生後の活動 第3章 り災者救助保護 計画	3-106 ～ 3-107	<ul style="list-style-type: none"> ・「第3節 食糧供給計画」の「2. 計画内容」の「(3) 炊き出しの方法」において、県計画を踏まえて、以下を追加した。 「なお、炊き出しのために必要な原材料等の調達には本町災害対策本部において行うが、不可能な場合は、知事に対し、災害発生状況又は給食を必要とする事情及びこれに伴う給食に必要な米穀（以下「応急用米穀」という）の数量を申請する。また、やむを得ない理由により、本町本部長が、農産局長に直接要請した場合は、知事に連絡するとともに、要請書の写しを送付する。」 ・同2の「(4) 食糧品の調達」において、防災基本計画及び県計画を踏まえて、以下のように追加修正した。 「エ. 調達に際しては、被災乳幼児（2歳未満）用の調整粉乳・液体ミルク（乳アレルギーに対応したものを含む。）や食物アレルギー対応食品、介護食品等に配慮した食糧調達の要否を確認の上、必要に応じて調達する。 オ. 食料の調達や輸送等に必要な情報の共有等を行うための物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、必要に応じて、県に食料支援を要請する。」
第2部 災害発生後の活動 第3章 り災者救助保護 計画	3-114	<ul style="list-style-type: none"> ・「第5節 物資供給計画」の「3. 調達方法」において、県計画を踏まえて、以下を追加した。 「ウ. 物資の調達や輸送等に必要な情報の共有等を行うための物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、必要に応じて、県に物資支援を要請する。」
第2部 災害発生後の活動 第3章 り災者救助保護 計画	3-117	<ul style="list-style-type: none"> ・「第7節 住宅・宅地対策計画」の「1. 計画方針」において、県計画及び報（R1.9.30）内閣府告示第89号（避難所及び応急仮設住宅の供与）を踏まえて、以下のように修正した。 「既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。 ※応急仮設住宅には、建設して供与する建設型応急住宅と、民間賃貸住宅等を借上げて供与する賃貸型応急住宅がある。」
第2部 災害発生後の活	3-117	<ul style="list-style-type: none"> ・「第7節 住宅・宅地対策計画」の「2. 計画内容」の「(1)

部・章	頁	修正内容
動 第3章 り災者救助保護 計画		実施者」において、防災基本計画等を踏まえて、以下のように修正した。 「 <u>応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理の計画の策定と実施は、建設部・総務部が行うが、本町での実施が困難な場合は県が行うことができる。また、災害救助法が適用された場合には、県が供給を行う。なお、住宅の被害程度の調査を行う際は、必要に応じて、被災者が撮影した住家の写真や応急危険度判定の判定結果等を活用するなど適切な方法により実施する。</u> 」
第2部 災害発生後の活動 第3章 り災者救助保護 計画	3-117 ～ 3-124	<ul style="list-style-type: none"> ・「第7節 住宅・宅地対策計画」の「2. 計画内容」において、災害救助事務取扱要綱を踏まえて、以下を修正した。 (2) 救助法による応急仮設住宅（建設型応急住宅）の建設基準（詳細略） (3) 救助法による賃貸型応急住宅の供与の基準（詳細略） (4) 救助法による住家の応急修理の基準（詳細略） ・同2の「(7) 公営住宅法による災害公営住宅」の「イ. 建設及び管理者」の「(ウ) 建設戸数」において、県計画を踏まえて、以下を追加した。 「<u>※上記について、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（激甚法）」の適用を受けた場合は、30%が50%に引き上げられる。</u>」 ・同2の「(9) り災に対する住宅建設資金等の融資」において、県計画及び住宅金融支援機構の資料より、貸付等の記載内容を修正した。（詳細略）
第2部 災害発生後の活動 第4章 災害現場に関する計画	3-132	<ul style="list-style-type: none"> ・「第2節 医療助産計画」の「3. 実施者」において、県計画等を踏まえて、以下を追加した。 「<u>さらに、必要に応じて、県に医療救護班として、薬剤師班及びモバイルファーマシー（災害対応医薬品供給車両）の派遣を要請する。</u>」
第2部 災害発生後の活動 第4章 災害現場に関する計画	3-137	<ul style="list-style-type: none"> ・「第2節 医療助産計画」の「8. 医薬品等の確保供給活動」の「(2) 県」において、県計画を踏まえて、以下を追加した。 「<u>医療及び助産の実施に必要な医薬品、衛生材料等については、それぞれの医療機関、薬剤師班（モバイルファーマシー登載品含む）の所持品を繰替使用する。</u>」
第2部 災害発生後の活動 第4章 災害現場に関する計画	3-138	<ul style="list-style-type: none"> ・「第2節 医療助産計画」の「10. 個別疾病等対策」において、「(4) 周産期医療（助産）」を追加し、災害救助事務取扱要領を踏まえて、以下を記載した。 「<u>救助法の基準に基づき、災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩した者で、災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み、現に助産を要する状態にある者）を対象とする。助産の範囲（分娩の介助、分娩前後の処置、衛生材料等の支給）や費用、期間（分娩した日から7日以内）は救助法によるものとする。なお、定められた分娩日又は期間内に災害救助法による助産を終えることができない場合は、内閣総理大臣と協議し、同意を得た上で助産を実施する期間を延長できる。</u>」
第2部 災害発生後の活	3-145	<ul style="list-style-type: none"> ・「第5節 行方不明者捜索・遺体処置埋葬計画」の「2. 計

部・章	頁	修正内容
動 第4章 災害現場に関する計画		<p>画内容」の「(1) 行方不明者の捜索」の前文において、災害救助事務取扱要領を踏まえて、以下を追加した。 <u>「なお、災害発生後3日間を経過したものは、明らかに生存しているものを除き、死亡した者と推定し、遺体の捜索として取り扱う。」</u></p> <p>・同2の(1)の「イ. 行方不明者を発見した場合の措置」において、防災基本計画を踏まえて、以下を追加した。 <u>「また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は、直接又は必要に応じ、外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。」</u></p>
第2部 災害発生後の活動 第5章 交通輸送計画	3-155	<p>・「第1節 道路交通の応急対策計画」の「2. 計画内容」の「(1) 交通規制の実施責任者」において、県計画を踏まえて、以下を追加した。 <u>「また、港湾管理者又は漁港管理者（以下、道路管理者を含めて「道路管理者等」という。）においても、災害が発生した場合、その管理する道路について通行を禁止し、又は制限する。」</u></p>
第2部 災害発生後の活動 第5章 交通輸送計画	3-158 ～ 3-159	<p>・「第1節 道路交通の応急対策計画」の「2. 計画内容」の「(4) 緊急通行車両の通行確認」の「イ. 緊急通行車両の確認」の「(エ) 事前届出」において、県計画を踏まえて、以下を追加した。 <u>「④国民保護法第2条第1項に規定する武力攻撃事態等において、同法第32条第1項に規定する基本指針、第33条第1項、第34条第1項又は第35条第1項に規定する国民の保護に関する計画、第36条第1項に規定する国民の保護に関する業務計画等に基づき、使用される計画がある車両」</u></p> <p>・同2の(4)において、「ウ. 緊急通行車両の通行の確保（基本法第76条の6）」を追加し、県計画を踏まえて、以下を追加した。 <u>「(ア) 道路管理者等は、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その管理する道路について、その区間を指定（以下「指定道路区間」という。）し、直ちに、当該指定道路区間内に在る者に対し、周知させる措置をとる。</u> <u>(イ) 道路管理者等は、指定道路区間内の車両等の運転者等に移動を命じることができる。</u> <u>(ウ) 運転者等が当該措置をとらない場合や運転者等が現場にいないため移動を命じることができない場合は、道路管理者等は自ら車両等の移動を行うことができる。</u> <u>(エ) 道路管理者等は、車両等の移動場所を確保するためやむを得ない場合は、その必要な限度において、他人の土地を一時使用し、又は竹木その他の障害物を処分することができる。」</u></p>
第2部 災害発生後の活動 第6章 保健衛生計画	3-175	<p>・「第3節 清掃計画」の「2. 計画内容」の「(4) 事務処理」において、県計画を踏まえて、以下のように修正した。 <u>「ウ. 報告は、「災害関係業務事務処理マニュアル（平成26年6月環境省）」において定められた「災害等廃棄物処理事業及び廃棄物処理施設被災状況について」により行うもの</u></p>

部・章	頁	修正内容
		とし、必要に応じて、事前に電話等で被害の概況等を報告したのち、被災状況の写真等を添付して報告する。」
第2部 災害発生後の活動 第7章 文教対策計画	3-178	<ul style="list-style-type: none"> ・「第2節 学校給食関係の計画」の「2. 計画内容」の「(1) 給食の実施」において、県計画を踏まえて、以下を追加した。 「ウ. 応急給食の実施及び学校給食再開時には、食中毒・感染症等発生のおそれがあるため、衛生管理等に特に留意する。」
第3部 その他災害応急対策 第1章 危険物等災害応急対策計画	3-213 ～ 3-214	<ul style="list-style-type: none"> ・「第6節 有害物質漏洩等応急対策計画」の「2. 計画内容」において、県計画を踏まえて、以下のよう修正した。 「(1) 県は、本町、関係機関及び事業所と連絡を取り、有害物質の漏洩等の有無、汚染状況、原因等必要な情報を迅速かつ的確に収集する。 本町は、住民等から異常の通報があった場合は、速やかに県に連絡するとともに、情報収集のために必要な協力を行う。 なお、吹付け石綿（レベル1）※1の廃棄物については、災害廃棄物処理計画に基づき適正に処理する。 また、石綿飛散応急対策については、「災害時におけるアスベスト飛散防止対策マニュアル～吹付けアスベスト使用建築物からの飛散対策～」に基づき行う。 (3) 県は、被災により損壊した建物等の撤去工事において発生する粉じんや石綿（アスベスト）の飛散を防止するため、本町と協力して、アスベスト台帳※2に基づき石綿飛散のおそれのある建物等の損壊状況の調査を行うとともに、当該建築物等の所有者等に対し、石綿飛散防止応急対策や建築物の修繕及び解体作業時の石綿飛散防止対策を実施するよう労働基準監督署及び保健所と連携して指導する。 本町は、自ら所管する施設について、必要な飛散防止対策を講じるとともに、県の行う指導に対して必要な協力を行う。」 ・同節の2において、県計画等を踏まえて、以下を追加した。 「(6) 本町は、県と協力して、災害ボランティア、作業従事者及び住民等の石綿暴露防止対策として、石綿の吸引を防ぐ防じんマスクの着用を周知する。 また、災害ボランティア及び作業従事者に対し、現地向かう前に「石綿暴露防止教育」を行うとともに、作業従事者等が後年に中皮腫等を発症した際に対応するため、作業従事記録を40年間保存する。 ※1 「吹付け石綿（レベル1）：大気汚染防止法施行令第3条の3第1号で規定されている物質 ※2 「アスベスト台帳」：飛散性が高い吹付け石綿（レベル1）が使用されている建築物及びその可能性がある建築物のリスト」

< 第4編 災害復旧・復興計画（風水害等対策計画） >

部・章	頁	修正内容
第1部 生活の安定 第1章 民生安定計画	4-3	<ul style="list-style-type: none"> ・「5. 被災証明書の発行」の「(1) 被災証明の対象」において、被災者生活再建支援法の一部を改正する法律(R2.12)を踏まえて、以下のように修正した。 「ア. <u>全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない（一部損壊）</u> イ. <u>床下浸水、床上浸水</u> ウ. <u>全焼、半焼</u> エ. <u>全流出、半流出</u>」
第1部 生活の安定 第2章 公共施設災害復旧計画	4-6	<ul style="list-style-type: none"> ・「1. 計画方針」において、道路法の改正（R3.6.15）を踏まえて、以下を追加した。 「なお、大規模災害が発生した場合の復旧等については、<u>労働力の不足、資材の払底等のため工事が円滑に実施できないこと等も予想されるため、国・県の権限代行制度等も含めて、このような事態を想定して十分検討しておく。</u>」
第1部 生活の安定 第2章 公共施設災害復旧計画	4-7～ 4-8	<ul style="list-style-type: none"> ・「3. 災害復旧対策」の「(4) 激甚災害時の特別財政措置によるもの」の「ア. 激甚災害の調査」の「(ア) 本町」において、以下を追加した。 「このため、本町職員は、<u>激甚災害指定手続等に関して十分に理解し、迅速に対応できる体制を整備する。</u>」 ・同3に「(5) 人的支援」を追加し、県計画を踏まえて、以下のように記載した。 「<u>県は、人的支援を行うための技術職員の派遣体制を整備することから、本町は、必要に応じて、県に人的支援を要請する。</u>」
第2部 復興の基本方針 第1章 復興の基本方針	4-9	<ul style="list-style-type: none"> ・「2. 復興計画の作成」において、国の災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～を踏まえて、以下を追加した。 「<u>また、復興計画策定には女性の視点を取り入れることが重要であることから、女性の参画を積極的に推進する。</u>」
第2部 復興の基本方針 第2章 都市復興計画策定までの流れ	4-10	<ul style="list-style-type: none"> ・本章の前文において、県計画を踏まえて、以下を追加した。 「<u>大規模災害が発生した場合、物資供給、救命、救援等の応急活動と公共施設等の復旧活動が実施されることになるが、特に都市基盤が脆弱な密集市街地等が被災した場合には、原状への復旧だけでなく、被災前と比べてより災害に強く快適なまちづくりに向けての取り組みを、他の活動と並行して計画的に進める必要がある。</u>」

< 第5編 災害応急対策計画（地震・津波災害対策計画） >

※第3編の風水害等対策計画との共通事項を除く

部・章	頁	修正内容
第1部 初動期の活動 第1章 初動期の活動に関する計画	5-2～ 5-18	<ul style="list-style-type: none"> ・「第1節 組織計画」の「2. 計画内容」において、南海トラフ臨時情報の発表を踏まえて、■地震・津波対策時における職員の配備体制を修正した。 ・同2の「(2) 地震・津波対策配備体制第1号」、「(3) 地震・津波対策配備体制第2号（災害対策連絡室）」、「(4) 地震・

部・章	頁	修正内容
		<p>津波対策配備体制第3号(災害対策本部)」において、南海トラフ臨時情報の発表を踏まえた修正を行った。(詳細略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 同2において、■串本町災害対策本部及び各部の組織図、■災害対策本部の編成と事務分掌を修正した。(詳細略)
<p>第1部 初動期の活動 第1章 初動期の活動に関する計画</p>	<p>5-23 ～ 5-31</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「第3節 津波警報・注意報等の伝達計画」の「2. 計画内容」の「(1) 大津波警報、津波警報・注意報、津波予報、地震及び津波に関する情報の種類と内容」の「イ. 大津波警報・津波警報・津波注意報及び津波予報(気象庁発表)」において、県計画を踏まえて、以下のように修正した。 「津波警報等とともに発表する「予想される津波の高さ」は、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。」 同2において、気象庁資料及び県計画を踏まえて、以下を追加修正した。 <ul style="list-style-type: none"> ■津波警報等の種類、解説等(気象庁)(詳細略) ■津波警報等の留意事項(詳細略) ■緊急地震速報(警報)及び地震情報の種類(詳細略) 「(2) 大津波警報・津波警報・津波注意報等の通知と伝達(気象庁提供)」の「ア. 大津波警報・津波警報・津波注意報等の伝達経路」、「イ. 津波予報の伝達経路(県提供)」、「ウ. DONETによって得られる津波観測情報による避難の呼びかけの伝達経路(県提供)」(詳細略)
<p>第1部 初動期の活動 第2章 初動期の災害現場に関する計画</p>	<p>5-65 ～ 5-66</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「第4節 避難計画」の「1. 計画方針」において、和歌山県避難情報の判断・伝達マニュアル作成のモデル基準を踏まえて、以下の表に修正した。 <ul style="list-style-type: none"> ■避難情報の発令の判断基準(詳細略) ■津波に対する避難情報発令の判断基準(詳細略)
<p>第3部 東海地震に関連する調査情報等に伴う対応 第1章 東海地震に関連する調査情報等対応計画</p>	<p>5-188</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「1. 計画方針」の前文において、気象庁資料を踏まえて、以下を追加した。 「なお、気象庁は、「南海トラフ地震に関連する情報」の運用開始(平成29年11月1日)に伴い、現在、東海地震のみに着目した「東海地震に関連する情報」の発表は行っていない。」

< 第6編 災害復旧・復興計画(地震・津波災害対策計画) >

※第3編の風水害等対策計画と同様に修正

<第7編 南海トラフ地震防災対策推進計画>

部・章	頁	修正内容
第1章 総則	7-1～ 7-5	<ul style="list-style-type: none"> ・「2. 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱」において、県計画等を踏まえて、整合性を図るため修正した。(詳細略)
第3章 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項	7-10	<ul style="list-style-type: none"> ・「2. 津波災害警戒区域の指定」において、防災基本計画を踏まえて、以下を追加した。 「なお、津波災害警戒区域内に位置し、本計画に名称・所在地を定められた要配慮者利用施設(社会福祉施設等の要配慮者が利用する施設)の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、津波が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画(避難確保計画)を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施し、その結果を本町に報告する。また、本町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるとともに、訓練等の結果報告を受けた場合は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うなど、支援に努める。」
第4章 南海トラフ地震情報の発表	7-22 ～ 7-25	<ul style="list-style-type: none"> ・本章を追加し、気象庁資料等を踏まえて、以下を追加した。 1. <u>南海トラフ地震臨時情報(詳細略)</u> <u><南海トラフ地震に関連する情報の名称及び発表条件></u> <u><「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件></u> 2. <u>情報発表までの流れ(詳細略)</u>
第5章 時間差発生等における円滑な避難の確保等	7-26 ～ 7-34	<ul style="list-style-type: none"> ・本章を追加し、南海トラフ地震防災対策推進計画(R3.5)、消防庁作成例、県計画等を踏まえて、以下を記載した。(詳細略) <u>第1節 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合における災害応急対策に係る措置</u> 1. <u>南海トラフ地震臨時情報(調査中)の伝達等</u> <u>第2節 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合における災害応急対策に係る措置</u> 1. <u>南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等の伝達、災害対策本部等の設置等</u> 2. <u>南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された後の周知</u> 3. <u>津波からの事前避難のための避難指示の発令</u> 4. <u>避難所の開設</u> 5. <u>南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等</u> 6. <u>災害応急対策をとるべき期間等</u> 7. <u>避難対策等</u> 8. <u>消防機関等の活動</u> 9. <u>ライフライン等</u> 10. <u>交通対策</u> 11. <u>本町が自ら管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策</u> 第3節 <u>南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等が発</u>

部・章	頁	修正内容
		<p>表された場合における災害応急対策に係る措置</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達、本町の災害に関する会議等の設置等</u> 2. <u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知</u> 3. <u>災害応急対策をとるべき期間等</u> 4. <u>本町のとるべき措置</u> <p>第4節 <u>南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表された場合の本町の対応</u></p>
第6章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	7-36	<ul style="list-style-type: none"> ・「5. 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設の整備等」において、消防本部の意見を踏まえて、以下のように修正した。 「<u>今後、海拔76mの上野山地区へ古座消防署を移転し、防災拠点の充実を図る。また、各地区において、耐震性防火水槽の確保や消火栓の改修整備を推進するなど、消防用施設及び消防用資機材の整備について、現在の施設及び資機材の状況を考慮し、整備又は更新を行う。</u>」 ・また、表「■関連事業の概要」を修正した。
第7章 防災訓練計画	7-38	<ul style="list-style-type: none"> ・「2. 訓練内容」において、県意見及び南海トラフ地震防災対策推進計画(R3.5)を踏まえて、以下のように修正した。 「<u>防災訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とし、津波警報等の発令又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表等を想定した防災行政無線による情報伝達に係る防災訓練を実施する。</u>」 「ウ. <u>津波警報又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の情報収集、伝達訓練</u>」
第8章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	7-39	<ul style="list-style-type: none"> ・「1. 本町職員に対する教育」において、県意見及び南海トラフ地震防災対策推進計画(R3.5)を踏まえて、以下のように修正した。 「(1) <u>南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容</u> (2) <u>南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識</u> (3) <u>地震・津波に関する一般的な知識</u> (4) <u>南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識</u> (5) <u>南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割</u> (6) <u>南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識</u>

部・章	頁	修正内容
		<p>(7) 南海トラフ地震対策として取り組む必要のある課題 (8) 家庭内での地震防災対策の内容及び知識」</p>
<p>第8章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画</p>	<p>7-39 ~ 7-40</p>	<p>・「2. 地域住民等に対する教育」において、県意見及び南海トラフ地震防災対策推進計画(R3.5)を踏まえて、以下のよう に修正した。 「(1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容 (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識 (3) 地震・津波に関する一般的な知識 (4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合における出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識」 （以下省略）</p>
<p>第9章 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項</p>	<p>7-41</p>	<p>・表「■津波避難対策緊急事業の概要」の内容を修正した。</p>

<資料編>

頁	修正箇所
10	県水防計画書より、資料 5 重要水防箇所（防災重点農業用ため池）の修正を行った。
11～15	県計画・資料編より、資料 6 土石流危険渓流一覧表の修正を行った。
16～26	県計画・資料編より、資料 7 急傾斜地崩壊危険箇所一覧表の修正を行った。
31～39	県計画・資料編より、資料 9 山地災害危険箇所一覧表（山腹崩壊危険地区）の修正を行った。
43～45	消防本部資料より、資料 14 消防署保有車両一覧表、資料 15 消防団保有ポンプ車及び小型ポンプ台数一覧表、資料 16 消防水利一覧表の修正を行った。
46～48	県計画・資料編及び町資料より、資料 17 消防相互応援協定等の締結状況の修正を行った。
49～54	町資料より、資料 18 町内橋梁現況一覧表の修正を行った。
55	県計画・資料編より、資料 19 道路危険予想箇所一覧表の修正を行った。
56～60	町資料より、資料 20 同報系及び移動系無線一覧表の修正を行った。
61～62	町資料より、資料 21 災害時優先電話一覧表の修正を行った。
65～71	町資料より、資料 27 津波避難場所等一覧表の修正を行った。
72～93	町資料より、資料 28-1 指定緊急避難場所及び指定避難所一覧表の修正、及び資料 28-2 福祉避難所（指定）一覧表の追加を行った。
94	町資料より、資料 29 災害時用臨時ヘリポート一覧表の修正を行った。
99	町資料より、資料 31 現有備蓄量一覧表の修正を行った。
100	県意見書（令和 2 年度）より、資料 33 水位観測所一覧表（県管理）、資料 34 水防上影響のある橋梁一覧表の修正を行った。
101～114	県計画・資料編より、資料 35 非常通信経路計画及び非常通信協議会の概要の修正を行った。
120～122	県提供資料（令和 2 年度）及び緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱等の改正について（通知）（令和 3 年 3 月 22 日）より、資料 39 緊急消防援助隊応援要請系統図及び連絡票の修正を行った。
123～125	県計画・資料編より、資料 40 災害救助法による救助の程度・方法及び期間の修正を行った。
126	県計画・資料編より、資料 41 災害弔慰金等支給及び援護資金貸付計画の修正を行った。
127	県計画・資料編より、資料 42 生活福祉資金貸付条件一覧の修正を行った。
132	町資料より、資料 45 県下火葬場整備状況一覧表の修正を行った。
134～137	県計画・資料編及び環境省一般廃棄物処理実態調査【平成 30 年度実績】より、資料 47 県内の清掃施設等の状況の修正を行った。
149～150	町資料より、資料 52-1 避難促進施設一覧表を修正、及び資料 52-2 避難確保計画の作成及び避難訓練の実施状況（令和 4 年 4 月末時点）の整理表を追加した。
152	町資料より、資料 54 災害時におけるプロパンガス供給分担図を修正した。
－	条例等の更新を行った。
－	様式等の更新を行った。